



ながふく 障がい者 プラン

2021→2026

- だい じ ながくてししやう しゃきほんけいかく
第4次長久手市障がい者基本計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和8年度
- ながくてしだい きしやう ふくしけいかく
長久手市第6期障がい福祉計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度
- ながくてしだい きしやう じふくしけいかく
長久手市第2期障がい児福祉計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度
- ながくてししやう しゃけんりやうごしえんけいかく
長久手市障がい者権利擁護支援計画
れいわ ねんど れいわ ねんど
令和3年度～令和5年度

れいわ ねん がつ
令和3年3月
ながくてし
長久手市

◆◇◆ 計画の概要 ◆◇◆

ながふく障がい者プラン(2021-2026)は、次の4つの計画で組み立てられています。

| | | | |
|--|---|--|---|
| <p>だい じ 第4次</p> <p>しょう しゃきほんけいかく 障がい者基本計画</p> <p>しょうがいしゃきほんほう 障害者基本法による しょう しゃしやくぜんばん 障がい者施策全般の きほんてき ほうこうせい さだ 基本的な方向性を定 めける計画です。</p> | <p>だい き 第6期</p> <p>しょう ふくしけいかく 障がい福祉計画</p> <p>しょうがいしゃ そうごうしえんほう 障害者総合支援法に よる しょうがふくし 障害福祉サービ スや地域生活支援事 業に関する具体的な すうちもくひやうとう さだ 数値目標等を定める けいかく 計画です。</p> | <p>だい き 第2期</p> <p>しょう じふくしけいかく 障がい児福祉計画</p> <p>じどうふくしほう 児童福祉法による障 がいじつうしよしえんとう かん 害児通所支援等に関 する具体的な数値目標 等を定める計画です。</p> | <p>しょう しゃ 障がい者</p> <p>けんりやうごしえんけいかく 権利擁護支援計画</p> <p>せいねんこうけんせいど りやう 成年後見制度の利用 の促進に関する法律 による障がい者の権 利擁護支援に関する しやく きほんてき ほうこう 施策の基本的な方向 性を定める計画です。</p> |
|--|---|--|---|

◆◇◆ 基本理念 ◆◇◆

この計画では、障がいの有無に関わらず、誰もが自分らしく暮らすことができるまちを目指し、以下を基本理念とします。

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

| | | |
|---|--|---|
| <p>たと 例えば...</p> <p>しょう りかい そくしん 障がいへの理解の促進</p> <p>しょう ただ りかい 障がいについて正しく理解 し、市民が障がいのある人に 寄り添う</p> | <p>たと 例えば...</p> <p>てきせつ しえん じっし 適切な支援の実施</p> <p>しょう ひと こま 障がいのある人の困りごとや ニーズを把握し、必要な支援 を行う</p> | <p>たと 例えば...</p> <p>ちいき やくわり いばしよ 地域の役割と居場所づくり</p> <p>しょう うむ かか じ 障がいの有無に関わらず、自 分らしく地域で活躍したり、 暮らせる役割と居場所がある</p> |
|---|--|---|

6年間で重点的に 取り組むもの7つを 重点項目としました

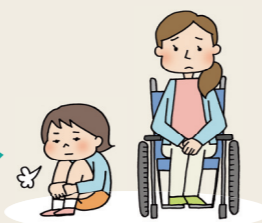
1 助けが必要な人の把握と 支援へのつなぎ

めざす姿

- 支援が必要な人をサービスに結び付けることを目指します。
- 医療機関と協働し、必要に応じた支援が提供できる体制づくりを進めます。

アウトリーチによるアプローチ

個別訪問等の実施



ひとり一人ひとりに応じた適切な支援

必要に応じた支援が提供できる体制づくり

市からの働きかけ

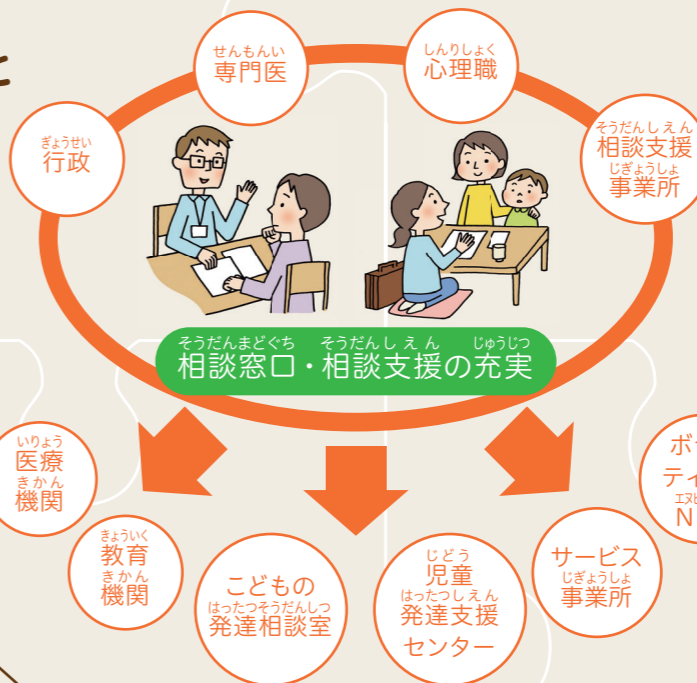
連携



2 早期からの相談体制の充実と 就学前児童の通所先の確保

めざす姿

- 支援が必要な児童、保護者がスムーズに相談を受けられるようにします。
- 専門職による相談において、必要な情報提供やサービスの案内をします。



3 切れ目のない 支援体制

めざす姿

- ライフステージ意思を尊重した
- 関係機関の情報し、安定した体
- 保護者、市民と育むネットワー

基本理念

互いに声を掛け合いながら支え合い
自分らしく暮らせるまち ながくて

7 災害時に向けた体制づくり

めざす姿

- 災害時に避難が難しい人や支援が必要な人の把握を目指します。
- 災害時の対応方法、避難場所などを整理し、支援が行えるようにします。
- 障がいのある人が自身の特性・配慮事項を伝えられる手段をつくります。



関係者間での検討

日頃からの防災体制づくり



地域での見守り



避難訓練の実施

6 医療的な対応を必要としている人への 支援体制づくり

めざす姿

- 医療的ケアを必要とする人の状況の把握を行い、必要な支援体制を整備します。
- 医療的ケアを必要とする人の家族等をサポートできる環境を整備します。

医療的な対応を必要としている人



支援のあり方の検討・体制づくり



ひとり一人ひとりに応じた適切な医療の提供



5 学び・理解、交流による 地域共生の促進

めざす姿

- 地域共生社会の実現に向けて、障がいに関する学び、理解の向上に取り組めます。
- 障がい福祉に関わる様々な人が集まり、顔が見える関係づくりを進めます。
- 個人や団体が、主体的に交流活動に取り組む機会の確保に努めます。

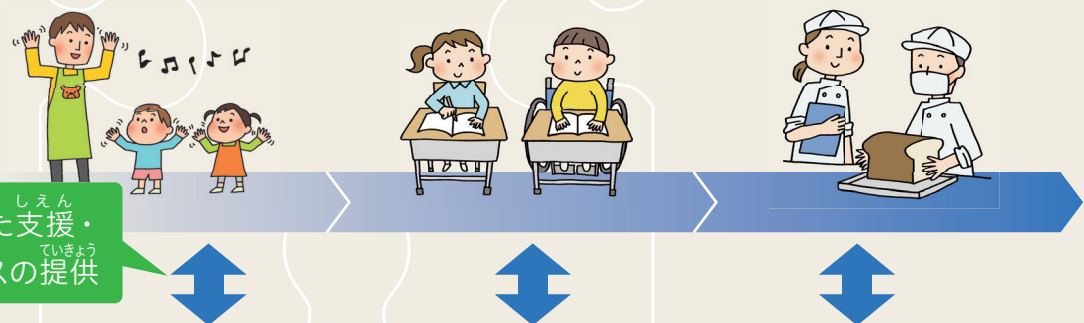


学びの場

のない 制の充実

ごとの情報を提供し、
決定を支援します。
報共有や連携を強化
制づくりを行います。
とともに地域で児童を
クをつくります。

継続した支援・
サービスの提供

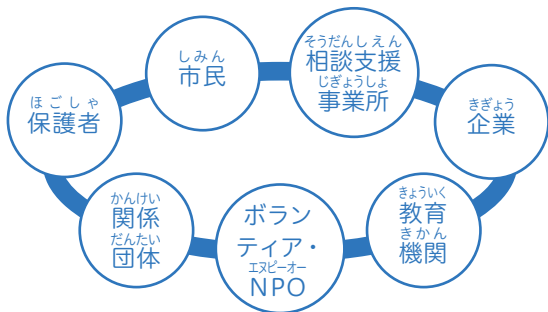


関係機関による情報連携、
ケース検討を行う場の設置

地域で子どもを育むネットワークづくり



+



4 就労に関わる機会の充実

めざす姿

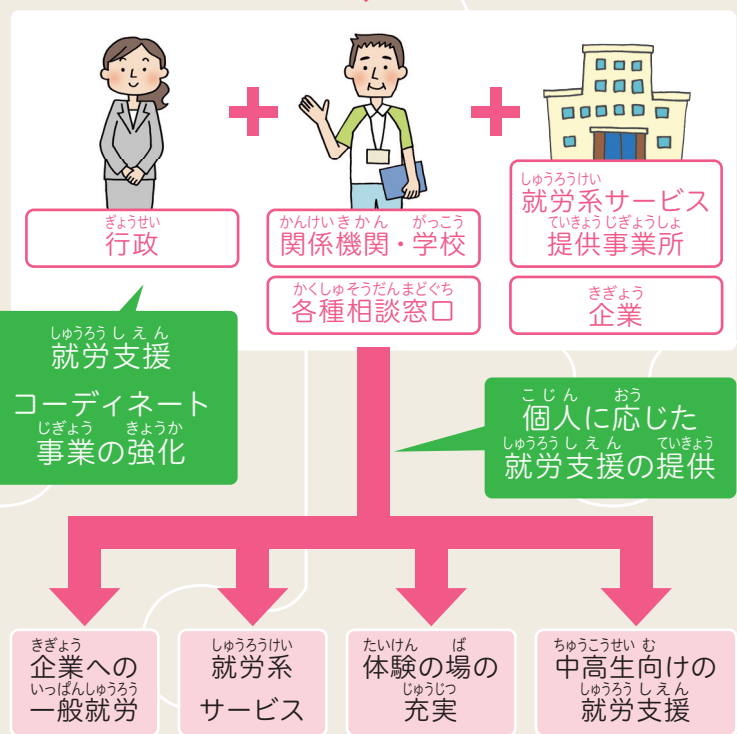
- 学生の頃から機会をつくり、就労による自立生活の支援を目指します。
- 庁内外にて障がいのある人が就労体験をすることができる環境を拡充します。

障がいのある人からの就労に関する相談

による

障がいのある人

様々な
接点を通じて
障がいを理解する



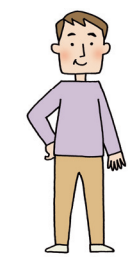
交流の場づくり

地域行事の参加・交流

第6期障がい者福祉計画

この計画で取り組むこと

- ① 自分の考えで支援の内容を決めることを支援します。
- ② 必要なときに必要な支援を受けられるようにします。
- ③ 安心して自分らしく暮らせるように話し合います。
- ④ いろいろな活動に参加・交流できるように取り組みます。



この計画の目標 (一部)

| 内容 | 今の様子 / 目標 |
|-----------------|-------------------------------------|
| 安心して暮らせるための話し合い | 暮らし続けるために福祉、保健、医療などの関係者が集まり、話し合います。 |
| 一般の会社で働く人数 | 1年間で10人 → 1年間で13人 |
| 地域生活支援拠点の充実 | 相談、いろいろな体験、交流などの手助けができるように話し合いをします。 |
| サービスの確保 | 必要な人に必要な支援が提供できるように、各サービスの確保をします。 |

第2期障がい児福祉計画

この計画で取り組むこと

- ① こどもの発達相談室・児童発達支援センターをつくります。
- ② 保育所などを訪問して、様子を見たり、手助けします。
- ③ 重度の障がいのある児童も安心して通所できる場をつくります。
- ④ 医療的ケアに関係する人が集い、話し合う場をつくります。
- ⑤ 医療的ケアが必要な児童のコーディネーターを配置します。



◆◇◆ 長久手市において取り組むこと ◆◇◆

7つの重点項目

生活をしやすいこと

- 1 福祉サービスを利用しやすくします。
- 2 相談をしやすくします。また、困りごとはみんなで解決するようにします。
- 3 生活に必要な費用負担を減らします。



健康や医療の支援

- 1 障がいのある子どもを支援する仕組みをよりよくします。
- 2 医療的ケアが必要な人を支援します。



学び、芸術、スポーツのこと

子どもから大人まで、障がいの有無にかかわらずふれあう機会をつくります。

働くことへの支援

- 1 それぞれに合う場所で、いきいきと働くための支援をします。
- 2 福祉サービスを使いながら働くための支援をします。



安心してくらすための支援

- 1 障がいがあっても地域で支え合っけてらせるまちづくりに取り組みます。
- 2 外出を支援します。
- 3 情報をわかりやすく伝えます。



障がいの理解と障がいのある人を守ること

- 1 障がいと障がいのある人の暮らしを知ってもらうための取り組みを行います。
- 2 障がいのある人の権利を守るための支援をします。



災害と犯罪から障がいのある人を守ること

災害時に障がいのある人が困ることがないようにします。また、犯罪に巻き込まれたりしないように、地域の人と協力して障がいのある人を守ります。

障がい者権利擁護支援計画



この計画で取り組むこと

- ① 成年後見制度に関する周知や理解の促進に取り組みます。
- ② 周りの人が気づき、支援できる体制をつくります。
- ③ 意思決定の必要性の周知・啓発、研修への促しをします。
- ④ 権利擁護の担い手となる人の育成・支援を行います。

権利擁護ってなに？



差別的な扱い、虐待などから本人や権利を守り、その人が安心して自分らしく生活が送れるように支援することです。

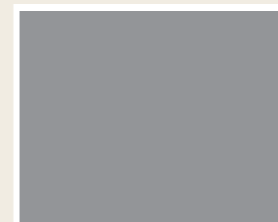
成年後見制度ってなに？



知的障がい、精神障がい、認知症などにより物事を判断する能力が十分でない人の権利を守る援助者を選び、法的に支援する制度です。

困りごとの相談先は？

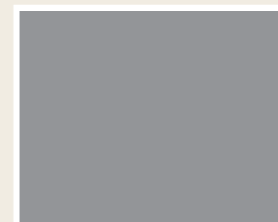
障がいに関する相談先は！



ながくてし
長久手市
障がい者基幹
相談支援センター

でんわ 電話 0561-64-2333
やかん 夜間 080-8264-5513
ファックス FAX 0561-64-2337
メール shogaisoudan@hm.aitai.ne.jp

権利擁護に関する相談先は！



おわりとうぶ
尾張東部
権利擁護支援センター
「あすライツ」

でんわ 電話 0561-75-5008
ファックス FAX 0561-75-5088
メール mail@owaritoubu-kouken.net

ながふく
障がい者プラン
2021→2026

発行／長久手市
編集／福祉部福祉課 (電話：0561-56-0614 FAX：0561-63-2940)
子ども部子ども家庭課 (電話：0561-56-0633 FAX：0561-63-2100)
発行年月日／令和3年3月